会　議　録

会　議　名 （審議会等名）	平成２０年度第６回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事　務　局 （担　当　課）	小金井市ごみ対策課		
開 催 日 時	平成 21 年 3 月 5 日（木）午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで		
開 催 場 所	小金井市内		
出席者　委　員	＜出席者；13 名＞ 大江会長、庄司副会長、本木委員、竹内委員、清水委員、佐藤委員 恩田委員、鴨下委員、澤畠委員、伊藤委員、平林委員　簑口委員、 小島委員 ＜欠席者；2 名＞ 原委員、川口委員		
出席者　事　務　局	ごみ対策課；深沢環境部長、三上ごみ処理施設担当部長　鈴木ごみ対策課長、三浦ごみ処理施設担当課長　大関ごみ対策課長補佐　中福　高橋　千賀		
傍聴者の可否	可	傍 聴 者 数	１人
会 議 次 第	１　報告事項 新ごみ処理施設建設場所決定の延期について ２「平成２１年度一般廃棄物処理計画（案)」について審議		
会 議 結 果	別紙審議経過のとおり		
提 出 資 料	別添のとおり		
その他	次回開催予定　　平成２１年３月２６日（木）　第一会議室		

平成20年度第6回廃棄物減量等推進審議会会議録　（主なる発言等）

大江会長	開会 配布資料の確認をお願いする。
千賀係長	配布資料の説明 「平成21年度一般廃棄物処理計画（案）」（平成21年3月5日修正版） 「平成20年度可燃系ごみの減量状況と平成21年度に向けての方策等」 「平成20年度ごみ減量施策ごとの検証」
大江会長	報告事項をお願いする。
三浦課長	「新ごみ処理施設の建設場所決定の延期について」市報３月１日号をもとに説明。
大江会長	質問はあるか。
恩田委員	東京都が協議の場を設定するのは何か法的な根拠などがあるのか。
三浦課長	協議の場の位置づけというご質問と思うが、法的な根拠というよりも、任意の協議の場の設置ということである。地方自治法や廃棄物処理法に基づくという性格のものではない。調布市、小金井市、府中市の３市間の協議を円滑に進めるという意味である。協議会の性格としては、任意の協議の会議であり、物事を決定するという趣旨のものではなく、第三者が入ることによりその協議の進捗を図るという性格のものである。
恩田委員	今まで事例はあるのか。
三浦課長	市町村間の調整は、広域行政の立場から東京都の事務である。なお、行政部には東京都内行政間の調整ということが所掌事務として明記されている。
佐藤委員	建設場所が２月までに決定できなかったのはどういう経緯か。
三上部長	調布市、府中市から、小金井市が二枚橋焼却場用地を使うことについて一定のご理解を頂き、建設場所として行政決定し、国分寺市に新たな共同処理を行う施設の建設場所として提示していきたいと考えていた。 しかし、協議を進める中で、両市から跡地を使って良いというレベルのご理解を頂くまでには至らなかった。ここで小金井市が行政としての方針を決めることは不可能ではないが、きちんと両市から了解を頂き、将来の共同処理を行う場所を決めて行く方が市民、議会、関係市に対する誠意ある対応だと考え、2 月の決定を見送った。結論から言えば、両市から二枚橋用地を使っていいという、そこまでの内容の回答は頂戴できなかったということだ。
大江会長	東京都が入る協議の場は小金井市が頼んだのか。それとも東京都の方から主体的にあったのか。

深沢部長	今回の広域支援でいけば 8 施設に小金井市のごみをお願いすることとなり、15 市町にまたがる。また、二枚橋ということであれば調布市、府中市、小金井市と 3 市になる。そういう意味では、多摩 26 市という多くの市が関わってくる問題になる。 以前から東京都にはいろいろな部分で支援をお願いしてきたところであるが、今回、多くの市が関わるということと広域行政という形で東京都としても一定の判断の元に調整に入ったということである。
本木委員	国分寺市はどう言っているのか。 小金井市が２月までに場所を決められなかったことに対して、やむをえないと言っているのか、国分寺市の中で協議させてくれと言っているのか。
三浦課長	現状では国分寺市の市議会、住民説明会等で小金井市に対する厳しい意見が出ているのは事実である。 小金井市としては、建設スケジュールを単純に１年延ばすのがいいのかどうか、仮に平行してできる作業があればやっていくし、また、短縮できる部分があればそこもやっていくという形で国分寺市と今後協議を積み重ねていく必要があるという状況である。 現時点においても「１年待つ」という言葉は頂戴していない。最大限小金井市としては、市長レベル、事務局レベルでも調整を図って生きたいと考える。
伊藤委員	新聞の論調では、小金井市が二枚橋焼却場用地に決定したいということに対し、調布市、府中市が反対している。特に調布市が強く反対しているようだ。調布市、府中市の２市が駄目だとういう最大の理由は何か。
三上部長	２市が駄目だという新聞記事は見た記憶はないが、調布市は一昨年の３月議会で決議があがっている。小金井市が二枚橋焼却場跡地を使ってごみ処理施設をつくることについて、過去の経緯等ふまえ、認められないというような論調の決議である。今現在も決議が生きており、調布市が反対しているという言い方になっているのかなと思う。 さらに、本市で昨年７月末に市民検討委員会から答申をいただき、二枚橋焼却場跡地利用について２市に協議の申し入れを行った。その中で調布市は今後の小金井市との協議にあたっての姿勢、基本的な考え方を議会へ報告をしている。その内容が「調布市域に二箇所の焼却炉は必要ない。調布市が３分の１の権利を有する配分予定地分には焼却炉の建設は認められない。」という言い方をしている。過去の決議、今回の交渉に当たっての考え方等総合的な判断をすると調布市の考え方は大変厳しいと言える。 府中市はどうかというと、調布市の動向を勘案しながら対処します、という言い方をしている。 今回、東京都が広域行政の立場から調整役をお願いすることとなった中で調布市、府中市、小金井市の３市が今後の協議を進めていくことを確認をしているところである。

平林委員	仮に、建設場所に何らかの見通しが立った場合、また平成２９年に新施設が完成するということが変わらなければ、今から約８年６ヶ月、支援して頂いている各行政等に了解してもらえるのか不安がある。小金井市に対して厳しい見方をしている。「小金井市は頼むだけで何もやっていない。どうするんだ。」ということになるのではないか。この審議会でも、そういうことを行政と一緒になって考えていく必要があるのではないか。
深沢部長	平成29年4月に新ごみ処理施設の稼動を目指しているが、この間、建設スケジュールをひとつひとつ進捗していくことで多摩地域各市町の広域支援を受けている。現状では今年の２月の決定を先送りしてしまったが、小金井市はあくまでも国分寺市との共同処理に向け準備をし、建設していくことを前提に、広域支援を今後引き続きお願いしていきたい。 現時点では、１年毎の契約になっている。なぜ１年毎かというと建設スケジュールの進捗状況の確認をすることであり、これは、あくまでもスケジュールどおりに進めていくことが前提である。ただ２月の決定が先送りになっているが、今後、この建設スケジュールについては、国分寺市と共同処理に向けてさらに努めていく必要があると考えている。
大江会長	他に意見はあるか。
簑口委員	本日、原委員が欠席しているが、原委員が提案されたもので委員の方々に配布しているものを原委員に代わって読ませて頂く。 （原委員の提案を代読）
佐藤委員	同感である。反対する議員さんがいるが住民の声を聞いて反対しているのだという。検討委員会で決まったのだから、一部の人の反対を旗印にしていくのはいかがか。反対する人の説得にあたるべきではないか。また声をかけていきたいと思っている。
大江会長	他に何かあるか。
平林委員	新ごみ処理施設が稼動するまでの間8年間待って協力してもらえるだろうかと心配だ。小金井市は、たとえば今、9万円/ｔ以上の処理経費がかかっている。その範囲ですぐにできること、また、少しでもごみを減らすこと等含めてどういうことができるのか、この委員会でも検討して欲しい。最終的に小金井市のごみは小金井市で実証してみないと答えは出ない。9万円/t もかけるなら５万円で実証してみようかという可能性はあると思う。 いろいろな人で専門委員会を作り、「そこで検討している。」ということをやらなければならないのではないか。ただ、だめだとか、どうなのかと言っているだけでいいのか。審議会こそが、一番ごみに関連する行政と市民との立場責任があり、やるべきではないかと思う。専門委員会を作ることを進めて頂ければ、そういうことを実際にやってみる。必ずしもOKとはいかないかもしれないが、それをしないで議論するのもどうかと思う。それで審議会が

	いいのかどうか、委員の方々に判断していただきたい。
大江会長	市民検討委員会は答申があり、それ以降は完結したのか。現在は、小金井市の中で他にごみ問題を市民のレベルで検討している場はあるか。建設場所以外のことも含めてそういう場はあるのか。
本木委員	たとえばごみゼロ化推進会議や、ごみに関心のある人たちが作った市民ネットワークがある。問題は減量をいかにするかだ。処理計画で言えば、減量が今までどおり行かなくなったが、理由があるから行かなかったわけであり、しかし、更なる減量を求められている。 小金井市の雑紙がどう処理されているか王子製紙に行って見学した。また、これからも行政と相談しながらアドバイザー組織の設置なども考えている。 しかし、それらは場所の話ではない。審議会は減量施策をどうするかが目的であって、自前の焼却処理施設がないわけであるから減量目標を達成し、ごみ処理をお願いしているところに対して、少しでも負担を軽くするということが今の段階でのことだ。21 年度の減量施策がまずいかどうかという問題をやればいいわけだ。 ここまで来て特別委員会を作る必要はないと思う。 特別委員会を作って検討を実施することについて、反対をする人はいないと思うが、行政がどういう考えを持っているかという方向性であり、このことについて審議会が特別委員会を作るものではないと思う。 行政が委員会等を必要とするなら審議会でなく市民に正式に提起すればよい。
大江会長	今は「平成 21 年度一般廃棄物処理計画」を立てている。しかし、次年度は「処理基本計画」の見直しがある。それについては、長期的な計画でありより専門的な知見に立った検討をしなければならない。そのときこの中でできるか、また、外部委託するか等もあり、専門委員会や小委員会など作りながらやっていく場面もある。 今、平成 21 年度の計画が決まらないということにはできない。 小金井市は不確実な要素を抱えており、その中で 21 年度の計画を立てなければならないし、また、次年度は同じ条件の中で長期的な計画を立てなければならない。大変重い課題がある。しかし、今、21 年度の処理計画に最大限の努力をしていきたい。その上で、答申の範囲外かもしれないが、市民サイドからの提案をしていける場であるから、「処理基本計画」に向けた前提としての委員会やスタッフの拡充等の問題を扱うべきということについては 21 年度の中で取り上げていけると思う。
平林委員	「平成 21 年度処理計画」を見ると「ごみの減量」のみが諮問に対する答申となってしまう。それでよいのか。減量は重要だしやらなければならない。しかし、外から見たとき審議会とはそういうところなのかとならないようにしなければならない。 緊急事態の中で、21 年度は諮問の中でそれを決めるとしても、次は行政として処理についても審議会で検討していくことが必要だ。少なくとも意思と

	して検討していきたいとしなければいけない。小金井市の「平成21年度処理計画」を見た人はごみがどれだけ減るかを想像しているだけの審議会になってしまう。今年はこれだが、次年度の計画については緊急事態を十分理解して審議会が次のことを考えられればよい。
大江会長	平成21年度の処理計画（案）を説明して頂く中で長期的、短期的なもの等具体性があり21年度の中に入れられるものがあれば入れていく。これまで、意見を出して頂きここに至っているので21年度については、今出ているものを基本に審議を深めていきたい。 「平成21年度一般廃棄物処理計画（案）」について修正部分の説明をお願する。
千賀係長	「平成21年度一般廃棄物処理計画（案）」（3月5日修正版）の説明
大江会長	2頁「(集団回収の29ｇ)」は3頁以降「29g」となっているがよろしいか。
高橋主任	2頁の「29ｇ」は20年度の計画時の数値であり、「28ｇ」は20年度の発生量を見込んだものである。
庄司副会長	3頁4行目「制度の利用が鈍化した。」は「制度の利用の伸びが鈍化した。」となるべきだ。
大江会長	他に意見はあるか。
平林委員	２頁の3行目⑴の一般家庭から排出される乾燥生ごみの拠点回収と堆肥化について、実質的な数字を示してほしい。回収量や費用についてどうなっているのか。
大江会長	参考資料の「平成20年度可燃系ごみの減量状況と平成21年度に向けての方策等」で説明できるのではないか。
千賀係長	平成20年度の見込みとして２ｔとしている。
大江会長	参考資料として、平成20年度に目標達成できなかった要因があり、平成21年度に向けて目標値を設定してあるがこれでよいか。
委員	よい。
平林委員	平成21年度の生ごみ処理機補助金の伸びは出ているか。
本木委員	2月28日現在の執行状況で1,100台の予定が339台となっている。
大関課長補佐	平成21年度の予算はほぼ同額の4,520万円計上している。

鈴木課長	平成21年度については、事業系生ごみ処理機を補助対象としている。 予算額は21年度と20年度はほぼ同額であるが、事業系の補助が入っているのが異なるところだ。
大江会長	全体にわたっていかがか。 先ほどの報告に対する議論の中で、21年度はこれでよいが、今後について何か前置きの文言を入れる必要性はあるか。
佐藤委員	この前、商工会で議論したことで、埼玉の方から来ている業者が小金井市一円かどうかわからないが、東町の方で事業者のごみを回収している。これは市の方が承知して処理していると聞いているが本当か。 また、ごみを処理する袋を業者が扱ってもらえれば、事業者のごみだけでも、国分寺市で焼却しなくて済むし、他市でやってもらえれば小金井のごみが多少でも減るのではないか。このごみ処理は行政の許可を取る必要があるか。業者は本当に適正な処理をしているのか。 適正であれば、事業系のごみだけでも扱ったらどうか。その話は聞いていないか。 5頁⑷①新たに実施する施策に「事業者に対する生ごみ処理機の補助」があるが、どの程度の業者が扱えるのか聞きたい。 また、ごみを業者が収集していることについて、商工会も扱ってよいのではないかとある委員会で言われたが、一概によいとは言えないので、適正に処理されているのか聞きたい。よいのであれば小金井市の事業者に賛同してもらい、ごみ減量につなげてはどうかと思う。
大江会長	事務局はどのように考えているか。
大関課長補佐	市に申請し、許可を得て収集運搬を行うこととなる。事業系ごみは市外の処理施設に持ち込むことは可能である。大規模事業者は国分寺市以外の処理施設に持ち込んでいることもある。
佐藤委員	そのような事業所があるか
鈴木課長	市内の事業者が、独自に民間業者と契約して埼玉県等市外に持って行っているかということについては、許可がないと収集が出来ないしどこに持って行くかについても市が確認をするので、不適正な処理はされていないことはわかる。 事業者の生ごみ処理機補助金については、新たに事業系生ごみ処理機を対象にしたのではなく、事業者の方が生ごみ処理機を購入したときに発生するものである。現在考えているのは、たとえば、食品を扱う事業者は大型の機器になるので、100万円を上限に補助する。事務所など、少量しか出ない場合には家庭用生ごみ機になると思う。
庄司副会長	佐藤委員の質問は、他市の処理業者から「うちで処理したい。」という内容の申し出があったときは、「やっていいのか。」ということだと思うが、今の

	答えは制度上のことで市としては言いにくいのではないかと思う。 申請によって新たに許可をして、その処理業者に収集まで含めてやってもらうのか、それとも処理先の変更として許可の変更ですることになるのかである。 積極的にやると市外に事業系ごみが増えるから市としてはやりにくいし、処理計画上も出しにくい。 理論的にはできると考える。受け入れ先としても問題はないと思うが、手続き的にどうやるかということだ。少なくとも、広域支援先のごみ量を減らす意味では有効ではないか。
鈴木課長	庄司副会長のご意見のとおり、市は申請が出てくれば審査し許可を出すが、それを抑制しようと考えてないし、広げていくのは難しい。事業者にとっては、市が処理手数料を値上げしたこともあり、小金井市が指定する場所以外にごみを持ち込むと、そういう面では安くなる。しかし、他市との関係上それを積極的に推奨は出来ない。 基本的には事業所の責任で処理して頂くしかない。
小島委員	大規模事業所の分別方法はどうなっているか。 武蔵野市では、市が収集する可燃ごみは、全部市が処理しているが、古紙や雑紙は業者に引き取ってもらっている。武蔵野市よりは安い値段である。 紙だけ分別すればその分リサイクルに回るし、処理コストはかかるが、焼却処分よりは安い。 そこで、今度は小規模事業所についてであるが、基本的には市が全部集めるが、その仕組みを大規模と同じような形で分別をしてもらい、たとえば、業者を紹介し、なおかつ、こういうことを積極的にやって頂けるように補助金を出す。商工会と小規模事業所は面倒になるが、処理コストは安くなる。 ただ、生ごみだけは別だと思う。市が収集するかどうかわからないが、少なくとも雑紙等は引き取ってもらえるし、相当減量できるのではないか。補助金を出して、業者を紹介するのはいいのではないのか。 紙類については、少々汚れていても鼻をかんだ紙も安いコストで持っていってくれる。
竹内委員	王子製紙の江戸川工場を見学に行ったが、雑紙はこういうものだと教えてもらった。
小島委員	引き取り価格が安いということは、何らかの形で処理コストが安いということだ。
竹内委員	業者は集めた後さらに分別していると思う。
小島委員	それは、たとえば、業者は調べないとわからないが、安いところに持って行ったとしてもペイしているとは思えないので、コストは数分の一であると思う。それなりの処理方法はとっていると思う。可能性があるのは、焼却というエネルギー源としての利用だ。紙になっているかどうかはわからない。

	ただ、周りでうまいシステムを考えるのは確かに必要だ。
大江会長	５頁⑷②イの「大規模事業所および中小の事業所の適正な排出、及びごみ減量の指導」につい内容の説明をして頂きたい。
千賀係長	廃棄物の減量及び再利用に関する本年度の計画書と前年度の実績報告書を提出して頂き、それによって事業所に調査指導に伺っている。事業所によっては収集方法について、いろいろなごみを一緒に収集しているということで、ごみ置き場が区分されてない場合がある。排出時点で分かれていないと資源化されにくいと推測されるのでごみ置き場を区分、整理して頂くようお願いしている。 また、収集運搬業者との契約が年間で契約しているところが多い。ごみ減量のインセンティブを働かせる意味でも「排出量」による契約にするなど工夫をするようお願いしている。 病院とか老人ホームの事務室では個人情報も多いので大変だと思うが、メモ用紙など古紙について再使用やリサイクルに勤めて頂くようお願いしている。
大江会長	その中から、広域支援先に搬入されるものはどのようなものがあるか。
千賀係長	事業系可燃ごみである。
小島委員	事業系のごみをある程度、大量に集めて、サーマルリサイクルに持って行くから分別しなくてもいいと言われているのに、何故、「分別して下さい。」と市がお願いするのか。コストもあるんだろうけど、そこは、余計なお世話ではないのか。 市民が家庭生活の中では、分別し減量するしかないが、大規模の事業所が可燃ごみを大量に集めて燃やし、サーマルも含めてリサイクルをする。このこと自身を管轄外で言うのは余計なお世話なのではないか。経済原理を曲げているような気がして、非常に違和感を受けた。 横浜市なんかもそうであるが、大量にほとんど一緒くたにしてワッと燃やしている。そういうところに、持って行くのであればいい。 しかし、そうは言いながらも、市民が出すごみは地域によって分別が違う。 筋としては通るのかもしれないが、大規模だから、小規模だからと言うのは気になるところである。
簔口委員	宮崎県は延岡市の例では、人口 11 万人で、小金井市とほとんど変わらない。 すごく大きい立派な焼却施設があるが、市民から問題提起があったという。 小金井市はごみ処理場がなくて悩んでいるのに、なんと延岡市は燃やすものがないから資源ごみまで全部燃やしてしまったという。火を落としたくないから、燃料として資源ごみまで全部燃やしてしまった。うらやましい問題である。 分別はびんと缶だけで、タイヤやプラスチック、発泡スチロール等全部燃やしている。ダイオキシン問題は関係ないという。

小島委員	それはごみの理想だ。広域処理が出来ない自区内処理を言い出した行政のミスだ。紙のリサイクルの問題はあるが、それくらいやってしかるべきだ。
大江会長	延岡市の熱利用はどうしているのか。
簑口委員	プール、風呂等があり、市民は1,000円出せば一日中居放題である。
竹内委員	カン・ビン、ペットボトルは分け、あとはくずごみとして燃やしてしまう。出す方も集める方も楽だ。それを燃料にするのでコストがかからない。
庄司副会長	ごみ処理技術としては、ある程度燃やして処理するのはコスト的にはいい。衛生的にもまだ、はっきりはしてないが特別問題はない。しかし、ごみ政策的に見たとき、今ごみにとって何が問題なのかというと発生抑制をしなければいけないということだ。それを含めて考えないと3R、廃棄物処理、循環型社会が成り立っていかない。 次の段階は何をリサイクルすべきか。たとえば、プラスチックはリサイクルすべきか。ペットボトルまでは個人的にはリサイクルは成り立つと思う。 しかし、一般プラスチックをどうリサイクルするのか課題がある。 少なくとも現時点ではリサイクルを考える。 逆に、ごみ処理の効率化を考えるのであればごみ問題は発生しないではないか。燃やしてサーマルでリカバリーすればいいとなりかねない。 しかし、ごみの発生抑制を作るステップだと考えている。ある意味で不合理な部分がある。そこで、今の政策がいろいろ出ているが、そういうところをどう考えるか、リサイクルはお金がかかるし、そこのところをどう選択していくかがこれからの課題だとは思う。 今までは、リサイクルのシステム作りとして、ある意味遠回りな非効率的なこともやってきたが、これからは、第二段階としてより効率的な合理的なリサイクルに入っていくと思う。
小島委員	そもそも、リサイクルは、目的ではあり得ないことを政策で目的にしている。本来、ごみというのは、エンドゾーンであるが、裏側にあるのは、資源をどう使うかという話になる。 エンドゾーンから始まっているので、リサイクルが変な形になっている。
大江会長	大きな視点が出きているが、資源、環境、ごみ、長期、短期等それぞれの条件があり、小金井市はそういう条件の下で最善の年度計画を立てなければならない。 今、平成21年度処理計画をやっているが、加えての質問はあるか。
庄司副会長	5頁⑷②イ「事業所のごみの指導」については、記述が通り一遍だ。小金井市の置かれている状況を考えると、もう少し一歩突っ込んだことをしたほうがよいのではないか。 事業者が責任を持って考えてほしいというのがひとつの方法かもしれな

	い。そのへんを含んだ表現が必要である。
恩田委員	5 頁⑷①「新たな施策」のアからオの中であるが、やはり「オ」を一番にするべきだと思う。市民全体でごみ減量を推進するという目標を掲げる士気が高まっているのでトップに来たほうがいいのではないか。「事業者の生ごみ処理機補助金」が一番になるより「オ」が一番のほうがよい。
大江会長	確かにそうだと思う。 その場合、「市報等を活用し・・・」とかの文言はいらないか。
恩田委員	文言が少し細かすぎるので「市民全体で、ごみ減量活動の推進を図る。」とするのがよいのではないか。
庄司副会長	恩田委員の発言はよいと思う。ただし、抽象的でなく実施計画らしい文言にその主旨を活かし、トップに持って行くのがよいと思う。その際、原委員からご提案があったことも踏まえると、この文言の中に「もっと、自分たちの問題として考えよう。」という主旨を活かすようにするのがよい。実施計画の中に意見を入れるのは難しいが、そういう趣旨で意思を入れるのは可能だと思う。
大江会長	先ほどの原委員の提案の主旨である市民の行動、アクションを実施施策には入れにくいが、どこかに入れられないか。
庄司副会長	前文に入れるのが、収まりとしてはよいのではないか。
大江会長	1 頁の「最大限のごみ減量を目指す。」というところに入るのがよいと思う。
庄司副会長	処理計画の議論をしていても、いったいどこで処理するのかわからない段階で作るのは大変難しい。いずれにしても、最低 8 年間は綱渡りをしないといけないことを前提とすると、この覚悟を処理計画の冒頭で言っておく必要があるのではないか。 対外的にも、市の姿勢を実施計画に記述すべきだ。 市として、やらなかったという反省をする意味でも、そこのところを前面に出して広域支援という協力の下での実施計画であることを市民にも考えて頂ければよいのではないかと思う。
本木委員	有料化、ごみ非常事態宣言、そして今は広域支援となっている。今、何か打ち出す必要があるのではないか。11 万市民で、ごみに関心がある人とない人では、全然違う。市を信頼してくれているのではなく、市が何とかしてくれるだろうと考えているのだ。信頼ではなく、「何とかなる。」という感覚の人は多いのである。逆に、関心のある人は、いろいろご意見を寄せてくださる。 そこで、ひとつメッセージを出す意味で「大変な事態であり、行政もやるけど市民もやってほしい。」ということを前文で強く出したらどうか。

庄司副会長	今回、改めて場所の決定を延期することは、さらに「非常事態」を超える状況であることを反映してないといけない。1頁の冒頭で、「処理を依頼しなければならない。」と平然と言うのではなく、その前にきちっと記述すべきだ。
伊藤委員	一般市民としては、東京都が中に入って場所の決定を円滑に進めてくれるのかという期待感がないでもない。 二枚橋はだめになって3年も4年も経ち危機感が薄れてくる。 市では、きっちり計画を立てながら、市民にも市民案がないかというようなことを訴えかけたらどうか。想像できないようなアイディアが出てくるかもしれない。
大江会長	処理計画に盛り込めるかどうかは別にして、21年度及びそれ以降に向けた決意表明的なものを出していく形となるのではないか。先ほどの原委員、平林委員の意見もこれからの大切な課題だということ、また、21年度にやれることはやり、さらに、これとは別に着手していけるような付帯決議を入れてほしい。
平林委員	この処理計画は、最初から最後までごみを減らす話しだけだ。ごみをどう処理するのかあまり触れられていない。基本は処理の問題だ。 市長はあらゆる施策を通じて、発生抑制と、適正な処理をしなければならないと言われている。市民もそうであるが、特に広域支援受諾先や施設周辺の住民の方々の考えは、「小金井市は何もしていない。」ということだ。 ごみの減量については他市よりも進んでいる。しかし、市民がごみを減らす量は前年と比べて何パーセントというレベルだ。 そうではなく、小金井市として、実際に出たごみをどれだけ減らすことを考えているのか。それについては、市民の中にも考えやアイディアがあって当然出てくるはずである。 審議会で行政に文句を言うのではなく、どうしたらいいのかみんなで考えようという呼びかけを前文に入れられるかどうかと思う。
大江会長	イメージは持っているか。
平林委員	そういう意味では専門委員会だ。
大江会長	こんなようなものが専門委員会から出てくる一つのアイディアかなというようなイメージとしてはあるか。
平林委員	たとえば非焼却も含めて考えれば、9万円/tの範囲内でできることがあるはずだ。今ここで論議はできないが専門的に何人かが集まって検討すればと思う。
本木委員	場所はどこでやるのか。

平林委員	そういうことをするには場所はどこがいいか、たとえば、極端に言うと、ジャノメの堆肥化している場所でも充分できる。そういうことも含めて、もっと広く考え、将来もずっと焼却でいくということだけではなく、9万円/ｔもかけているのであれば、半分の処理経費で出来る方法で一度やって見たらどうか。一年間でどのくらい減量できるか、小金井市の予算の中での可能性のチェックができる。トータルで見て燃やさざるを得ないか、また、これはうまくいけるかもわからない、半分また、三分の一は非焼却の方法でやってみたらどうか等検証するチャンスが小金井市にはあるということだ。
大江会長	今すぐではないが、そういう可能性を探る、また、広く市民の意見を反映する検討組織を立ち上げるべきだということで理解してよいか。
平林委員	小金井市は考えているという姿勢を表す必要がある。 受身でごみを減らす計算をしているだけではだめだ。
大江会長	処理計画には出せないが、そういうことも含めて検討していく必要があるということだと思う。
平林委員	全量は無理なので、たとえ100ｔとか40ｔ、30ｔとか小金井市はやっているということを出していきたい。
大江会長	ごみ処理の長期的戦略だ。
平林委員	8年先の話で、完全に未来形である。今までの方法に固執しないでこういうことも可能性としてあるのではないかを検討するべきではないかということを諮問に対する答えの一つとしてもおかしくない。また、支援を受けているところに対しても、小金井市はこういうことを考えているということを言えるのではないか。
大江会長	処理計画の中に具体的には出せないが、冒頭なり前文なりで長期的な可能性や代替案も検討していく。さらに、その前に行政の決意表明になるものを載せていくということでよろしいか。
委員	了解
大江会長	次回日程 平成3月26日（木）18：00～　第一会議室 閉会

平成２１年３月５日

平成２０年度第６回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

１　開会

２　議題

⑴　報告事項

新ごみ処理施設の建設場所決定の延期について

⑵　「平成21年度小金井市一般廃棄物処理計画（案）」について審議

⑶　その他

平成２１年度一般廃棄物処理計画（案）

（平成２１年３月５日修正版）

小金井市環境部ごみ対策課

目　次

第１　平成２０年度の状況をふまえて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　概況・・・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　平成２０年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　３　ごみ処理量の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２　平成２１年度のごみ処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　１　ごみの減量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　⑴　発生見込み量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　⑵　総資源化見込み量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　⑶　総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）・・・・・・・・・・・・5
　⑷　ごみ減量目標の達成及び資源化等に向けた施策・・・・・・・・・・・・5
　⑸　減量目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第３　ごみの排出と収集及び処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　１　市指定収集袋による排出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　２　収集の分別区分及び排出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　３　適正処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第４　燃やすごみの広域支援による処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第５　市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務・・・・・・12
　１　市民及び事業者の協力義務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　２　事業者の協力義務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第６　処理施設の状況（整備）に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・12
　１　可燃ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　２　不燃ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　３　廃棄物最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第７　動物の死体処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　１　市へ届け出るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　２　市が収集するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　３　処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第８　し尿及び浄化槽汚泥の処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　１　収集・運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　２　し尿処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第９　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について・・・・・・・・・・15
　１　市が収集しない一般廃棄物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　⑴　家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収・・・・・・・・・・・・15
　⑵　資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収・・・・・・・・・・・15
　⑶　適正処理困難物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　⑷　メーカーによる自主回収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　⑸　特別管理廃棄物（薬局による自主回収）・・・・・・・・・・・・・・・16
　２　処理方法の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

燃やすごみの全量の処理を他市町・一部事務組合にお願いしている中で

最大限のごみ減量を目指す

第１　平成２０年度の状況をふまえて

１　概況

⑴　小金井市では、昭和３３年から焼却業務を開始した二枚橋焼却場が平成１９年３月末をもって全焼却炉の運転を停止したことに伴い、平成１９年度から市内で発生する燃やすごみの全量について、多摩地域ごみ処理広域支援体制（＊）に基づき市外の団体（市、町及び一部事務組合）に処理を依頼しなければならない。

＊　多摩地域におけるごみ処理施設等に、ごみ処理相互支援協力の必要な事態が発生した場合に広域な処理を円滑に行う体制

⑵　このような状況を１日も早く解消するためには、小金井市・国分寺市の新焼却施設建設に係る　後送します　ュールという）について可能な限り前倒しを　設周辺に居住する方々のご負担を少しでも軽減するため、市内から排出されるごみの減量に積極的に取り組む必要がある。

⑶　広域支援をお願いしている各市、町及び一部事務組合（以下、広域支援受諾先という）や当該支援受諾先の施設周辺の方々からは、支援期間の短縮やごみ減量を強く求められており、広域支援受託先は、今後の建設スケジュールにおける事業全体の進捗　後送します　の継続について慎重に判断するものとしている。

このため、本市の１１万市民の安定的なごみ処理を行うためには、建設スケジュールの進捗はもとより、ごみ減量に市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが何よりも重要である。

⑷　平成１７年８月、家庭ごみ有料化の実施によるごみの減量が図られ、さらに平成１９年度は家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金を増額したことにより、多くの市民の方々にご協力いただき、燃やすごみの減量が進んだ。

平成２０年度は剪定枝の資源化等あらたな施策を推進することにより、各広域支援受諾先への搬入量は予定量を下回っているところであるが、ごみの減量については微減にとどまっている。今後さらなる減量にむけ、一層の努力が必要である。

⑸　新ごみ処理施設の建設事業については、平成１９年６月に設置した新焼却施設建設場所選定等市民検　後送します　新ごみ処理施設の建設場所について二枚橋焼　け、市政の最重要課題との位置付けのもと、答申の実現に向け全庁あげて取り組んでいる状況である。

２　平成２０年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

⑴　新たに実施することとした施策として、一般家庭から排出される剪定枝の資源化、一般家庭から排出される乾燥生ごみの拠点回収及び堆肥化、可燃系粗大ごみのサーマルリサイクルは計画どおり実施した。単身者専用住宅等におけるごみの正しい排出方法と分別の指導については、雑紙リサイクル袋使用による排出状況の検証を進める中で実施し、一定の成果があったが、今後引き続き指導を強化する。

⑵　充実させることとした施策として、大規模事業所に対するごみ減量の指導強化、販売事業者の特定容器等の回収・リサイクルの拡充、一般廃棄物収集運搬業許可業者等による適正な搬入と資源化推進の指導は実施した。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助金の拡充、及び利用者のサポートとアンケート調査による利用状況の把握についても実施した。

⑶　小金井市ごみゼロ化推進会議と市民団体との協働、市ホームページを活用した減量啓発及び市施設のごみゼロ化行動計画の実行による減量推進を図った。

⑷　実施に向けて検討を進めてきた施策の、雑紙リサイクル袋使用による古紙の燃やすごみへの混入防止については、２０年度にモニターに実施モデルとして協力していただき、その実効性を検証した。

３　ごみ処理量の状況

⑴　平成２０年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量２１，１１０ｔに対し、その実績は２１，０１３ｔになる見込みである。

⑵　平成２０年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア　可燃系ごみを平成１９年度の処理量と比較して５％減とする。

イ　不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成１９年度の処理量と比較して１％減とする。

市民１人１日あたりの発生量の目標　６９０ｇ（集団回収２９ｇを除く）

これに対する平成２０年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみ処理量１．９％減、不燃系ごみ処理量０．８％減となり、減量はしているが平成２０年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成１７年８月家庭ごみ有料化実施によるごみの減量が図られ、平成 18年１０月には「ごみ非常事態宣言」を発したことによりさらなる減量が図られた。

平成１９年度は、可燃系ごみについて減量目標の５％を上回る６．８％の大幅な減量を達成した。

これに対し平成２０年度は、減量は進んでいるものの減量幅は縮小傾向にある。平成１９年度のごみ減量に大きな効果を上げた生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、使用を希望する市民に一定行き渡った結果、平成２０年度は制度の利用が鈍化したものと推測する。また、「ごみ非常事態宣言」によるごみ減量意識を市全体で共有する取り組みが十分でなかった。

広域支援受諾先の施設からは、可燃ごみへの古紙の混入について指摘を受けている実態があり、古紙分別の徹底について、継続的な指導を行うと同時に市全体が一丸となって減量に向けた取り組みを行い、目標達成に向け努力する必要がある。

また、市民１人１日当たりの発生量は６９０ｇ（集団回収２８ｇを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成２１年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第２　平成２１年度のごみ処理について

１　ごみの減量について

⑴　発生見込み量の算定

単位：ｔ

種　類	平成２１年度見込み	平成２０年度見込み
可燃系ごみ・資源物	23,878	23,703
不燃系ごみ・資源物	6,007	5,971
有害ごみ	46	46
合　　計（A）	29,931	29,720

（算出方法）

１　見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理見込み量」と「資源物回収による資源化見込み量」とし、それらを合算したものである。

２　発生見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

平成２０年度見込み
＝ 平成２０年４月～９月発生量実績 ＋ 平成２０年１０月～平成２１年３月発生見込み量

（平成２０年１０月～平成２１年３月発生見込み量
＝ 平成１９年１０月～平成２０年３月発生量実績 × 平成２０年４月～９月発生量実績の前年増減率）

平成２１年度見込み
＝ 平成２０度発生見込み量 × 人口伸び率（予測）

なお、一部項目は、増減率を６月～９月の実績値で推計した。また、増減率を算出できない項目については、２０年度発生見込み量を２０年度上期実績値もしくは他市の実績値等を参考とし推計した。

① ごみ処理見込み量 (別紙 平成２１年度ごみ処理フロー図参照)

単位： t

分別区分		処理方法		平成２１年度見込み	平成２０年度見込み
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		16,670	16,572
	粗大ごみ（可燃系）	焼却	木質粗大ごみをサーマルリサイクル（バイオマス発電用燃料として再利用）	239	238
			ふとんをサーマルリサイクル	46	（＊1）45
小計				16,955	16,855
不燃系ごみ	プラスチックごみ	資源化(B)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,428	1,421
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル（＊２）	748	744
	燃やさないごみ	破砕・選別 資源化(C)	鉄等金属を資源化	423	420
	粗大ごみ（不燃系）		燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,233	1,226
		破砕・選別	埋め立て	304	301
小計				4,136	4,112
有害ごみ		一部資源化・埋め立て		46	46
合計				21,137	21,013

注１ 平成２１年度見込みは平成２０年度見込みに人口伸び率（予測）を乗じたものである。

２ 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量１５０ｔ（見込み）、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

（＊１） ふとんは、平成２０年度は固形燃料化による資源化。

（＊２） ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化見込み量

単位： t

分別区分		資源化見込み量 平成２１年度見込み	資源化見込み量 平成２０年度見込み
可燃系資源物	古 紙	6,182	6,145
	布	640	636
	枝木・草葉	99	65
	乾燥生ごみ	2	2
不燃系資源物	び ん	1,084	1,078
	空き缶	354	352
	ペットボトル	316	314
	トレイ	13	13
	金 属（注）	102	102
	ペットボトルキャップ	2	--
合 計（D）		8,794	8,707

＊「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。
(注)「金属」はスプレー缶をプレス処理したものを含む。

⑵　総資源化見込み量の算定

単位：t

	収集後資源化見込み量 (B)+(C) (注)1		資源物回収による資源化見込み量(D) (注)2		計	
	平成２１年度見込み	平成２０年度見込み	平成２１年度見込み	平成２０年度見込み	平成２１年度見込み	平成２０年度見込み
総資源化見込み量	3, 832	3, 856	8, 794	8, 707	12, 626	12, 563

（注）１　収集後資源化とは、ごみとして収集し中間処理したものを資源化することをいう。

２　資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

⑶　総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）

４２．２％(参考:平成１９年度４４．１％　平成２０年度(見込み)４２．３％)

（なお、焼却灰のエコセメント化を１，６６９ｔと見込み、総資源化率に加味すると、４７．８％となる）

⑷　ごみ減量目標の達成及び資源化等に向けた施策

①　新たに実施する施策

ア　事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の新たな適用による生ごみの減量を推進する。

イ　転入者にマイバッグを配布することによりレジ袋の削減を推進する。

ウ　ペットボトルのキャップの拠点回収を実施する。

エ　市内小学校児童を対象に、ごみの発生抑制と減量に関する啓発を行い、環境問題に対する意識の向上を図る。

オ　市報等を活用し、「市民のごみ減量アイデア」を募集し多種多様な減量施策を掲載することにより、市民主体のごみ減量活動の推進を図る。

②　充実させる施策

ア　単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、その居住者に対しプラスチックごみ及び古紙を中心としたごみの正しい排出方法を徹底指導する。

イ　大規模事業所及び中小のすべての事業所におけるごみの適正な排出、及びごみ減量の指導を強化する。

ウ　行政・市民の連携を強化し、販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。

エ　小金井市ごみゼロ化推進会議の活動について、環境問題に関連する市民団体と協働し、市民、事業者、行政が一体となったごみ減量活動を実行する。

オ　生ごみ堆肥化事業を拡充し、農家や家庭菜園での堆肥の利用、また、実験農場で栽培された野菜の配布など地域循環型社会の構築を実現するとともに生ごみの大幅な減量を図る。

カ　市ホームページを有効的活用し「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況及び具体的なごみ減量施策等について、情報の提供を行う。

キ　市施設ごみゼロ化行動計画を実行し、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。

ク　事業者、市民団体と協働し、ノーレジ袋デー（毎週土曜日）の実施及びマイバッグ持参運動を推進する。

ケ　一般家庭から排出される剪定枝を一部チップ化し、資源化を実施する。

③　継続する施策

ア　集団回収について、団体の実施状況を広報するなど行政のサポートにより資源回収における市民意識の向上と活動の活性化を図る。

イ　粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

ウ　市内公立学校等の給食残渣等について、生ごみ処理機による資源化を図る。

エ　リサイクル推進協力店認定制度を活用し、市民、販売事業者と協働した発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

オ　一般廃棄物収集運搬業許可業者等による適正な搬入と資源化の推進を指導する。

カ　生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者に対し、定期的な収穫物の配布や啓発活動の実施、また、生ごみ処理機の相談コーナーの設置などによるサポートを行うとともに、継続的な使用を促し、アンケート調査等により利用状況の把握に努める。

④　実施に向けて検討する施策

ア　事業者と協働してレジ袋有料化を視野に入れた取り組みを行う。

イ　雑紙リサイクル袋を利用することにより　単身世帯、一般世帯における雑紙、古紙の分別排出指導の徹底を図り燃やすごみへの混入を防止する。

ウ　携帯電話の拠点回収を実施する。

⑸　減量目標

①　処理量の目標

ア　可燃系ごみを平成２０年度の処理量と比較して５％減とする。（注）
イ　不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成２０年度の処理量と比較して１％減とする。

市民１人１日あたりの発生量の目標
６６９ｇ（集団回収分２９ｇを除く）
参考　平成１９年度実績　　７１４ｇ（集団回収２９ｇを除く）
　　　平成２０年度見込み　６９０ｇ（集団回収２８ｇを除く）

（注）　ごみ非常事態宣言の下、燃やすごみの１０％減量を継続的に掲げる中で、平成２１年度の減量目標を５％としたのは実現を目指す数値として掲げたものである。

②　目標を達成した場合の処理量

単位：ｔ

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th colspan="3">処理方法</th><th>平成２１年度見込み</th><th>平成２０年度見込み</th></tr>
<tr><td rowspan="3">可燃系ごみ</td><td>燃やすごみ</td><td colspan="3">焼　却</td><td>15,836</td><td>16,572</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ（可燃系）</td><td rowspan="2" colspan="2">焼　却</td><td>木質粗大ごみをサーマルリサイクル（バイオマス発電用燃料として再利用）</td><td>227</td><td>238</td></tr>
<tr><td>ふとんをサーマルリサイクル</td><td>46</td><td>45</td></tr>
<tr><td colspan="5">小　計</td><td>16,109</td><td>16,855</td></tr>
<tr><td rowspan="5">不燃系ごみ</td><td rowspan="2">プラスチックごみ</td><td rowspan="2" colspan="2">資源化(B)</td><td>プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化</td><td>1,414</td><td>1,421</td></tr>
<tr><td>廃プラスチック類をケミカルリサイクル</td><td>741</td><td>744</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やさないごみ</td><td rowspan="3">破砕・選別</td><td rowspan="2">資源化(C)</td><td>鉄等金属を資源化</td><td>418</td><td>420</td></tr>
<tr><td>燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル</td><td>1,221</td><td>1,226</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ（不燃系）</td><td colspan="2">埋め立て</td><td>301</td><td>301</td></tr>
<tr><td colspan="5">小　計</td><td>4,095</td><td>4,112</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td><td colspan="3">一部資源化・埋め立て</td><td>46</td><td>46</td></tr>
<tr><td colspan="5">合　計</td><td>20,250</td><td>21,013</td></tr>
</table>

＊　学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量１４３ｔ、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

第３　ごみの排出と収集及び処理

１　市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア　家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ　事業系一般廃棄物（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは４５ℓ以内の透明または半透明の袋で１回の排出量を２袋以内は無料とする。）

２　収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排　出　方　法	備　考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・草木・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋（黄）に入れ、８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつは透明又は半透明の袋に入れて排出する。	3 袋（束）以上の草木は資源化（枝木・草葉の項参照）
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せともものなど	市指定収集袋（青）に入れ、８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電ﾘｻｲｸﾙ法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド･敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の８時 30 分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 ＊４袋（束）以上に限る	申込みをしてから指定日の８時 30 分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：１本の長さ 50cm 以内、１本の直径 10cm 以内、束の大きさ 30cm までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	３袋(束)以下は燃やすごみで排出する。（排出方法は枝木１本の長さ 40cm 以内、１本の直径 4cm 以内、束の大きさ 30cm までをひもで束ねて排出する。）
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ乾燥機により乾燥させた生ごみ	透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設 10 箇所）に持参する。	随時

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	８時 30 分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可） ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの拠点回収は随時
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で８時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。 ペットボトルのふたは取って排出する。 （空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可）	空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時
金属	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設 10 箇所）に持参する。	随時

3　適正処理方法

⑴　収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法
燃やすごみ	週２回　（委託）	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パックについては拠点回収する。
プラスチックごみ	週１回　（委託）	
燃やさないごみ	２週に１回　（直営）	
有害ごみ	２週に１回　（委託）	
粗大ごみ（注）	随時　（直営）	
枝木・草葉	指定日　（委託）	
古紙・布類	週１回　（委託）	
スプレー缶	２週に１回　（委託）	
金属		
空き缶		種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
ペットボトル		
びん		

トレイ	随時　（委託）	種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。
紙パック		
乾燥生ごみ	随時　（直営）	
ペットボトルキャップ		

（注）家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

⑵　処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	（委託） 焼却 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物	国分寺市の他、広域支援受諾先焼却施設 （11 ページ参照）	☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場）
	（委託） 焼却 事業系一般廃棄物（一部）	民間処理施設	☆焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設）
プラスチックごみ	（委託） 選別 ☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを（財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
	（委託） 選別 ☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル （民間処理施設）
燃やさないごみ	（直営） 破砕・選別 ☆金属 ☆破砕後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化（民間処理施設） ☆破砕後のプラスチック類等をケミカルリサイクル（民間処理施設） ☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場）
有害ごみ	（直営） 破砕 ☆蛍光管 ☆ライター 選別 ☆乾電池 ☆水銀体温計	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分（民間処理施設）

粗大ごみ （可燃系）	（直営） 木質家具等は板状に分解 ＊　ふとんは中間処理をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル （民間処理施設）
			☆ふとんをサーマルリサイクル （民間処理施設）
			☆再使用可能なものを修理し販売 （ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ小金井ﾘｻｲｸﾙ事業所）
粗大ごみ （不燃系）	（直営） 選別・プレス ☆自転車･保管庫等大部分が金属のもの 破砕・選別 ☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破砕後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化（民間処理施設）
			☆鉄･アルミ等金属を資源化（民間処理施設）
			☆破砕後のプラスチック類等をケミカルリサイクル（民間処理施設）
			☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場）
			☆再使用可能なものを修理し販売 （ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ小金井ﾘｻｲｸﾙ事業所）
枝木・草葉	（委託） チップ化	民間処理施設	堆肥化（民間処理施設）
乾燥生ごみ			堆肥化（小金井市中町肥料化実験施設）
ペットボトル	（委託） 選別・プレス	小金井市中町中間処理施設	一部を（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し資源化
			一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	（直営） 穴あけ・プレス	小金井市中間処理場	資源化（民間処理施設）
金属	（委託） 選別	小金井市中町中間処理施設	
空き缶	（委託） 選別・プレス		
布	（委託） 選別		
びん	（委託） 選別	民間処理施設	
古紙			
トレイ	（委託） 選別・減容	民間処理施設	
ペットボトルキャップ			NPO 法人に寄付し資源化

（注）　斜線部分は市が中間処理をしていない。

第４　燃やすごみの広域支援による処理

後送します。

れに伴い、
成２９年
処理広域
及び一部

事務組合に委託しなければならない。

後送します。

第５　市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

１　市民及び事業者の協力義務の内容

⑴　４Ｒ、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。

⑵　環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋デーへの参加、マイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。

⑶　市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。

⑷　ごみ出しルールを遵守する。

⑸　市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

２　事業者の協力義務の内容

⑴　製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用に努めるとともに、廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売に努める。

⑵　事業系廃棄物の事業者自身による適正処理

⑶　販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理

⑷　ばら売り、量り売りの推進及び使い捨て容器に入った商品の製造と販売の抑制

⑸　丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

⑹　エコマーク付き商品及びリサイクル商品等環境に配慮した製品の製造と販売

第６

１　可

⑴

後送します。

後送します。

2　不燃ごみ処理施設

施 設 名　小金井市中間処理場

所 在 地　東京都小金井市貫井北町１－８－２５

形　　式　回転式衝撃式縦型破砕機

処理能力　３０ｔ／5h（３０ｔ／5h×１基）

現　　状　燃やさないごみと不燃性粗大ごみを破砕･選別処理をしている小金井市中間処理場は、昭和６１年１２月の稼動以来２０年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから平成１８年度･１９年度に臭気対策を第一義に大規模改修工事を行った。併せて、平成１８年４月１日から不燃ごみの３分別収集（プラスチックごみ、不燃ごみ、金属）が実施されたことに伴い、これに対応するための改修工事も行った。

また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コースを充実するとともに、展示ホールを設置し、環境教育にも役立つ施設とした。

３　廃棄物最終処分場

施 設 名　日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
（東京たま広域資源循環組合）

所 在 地　東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内７６４２番地

構 成 市　小金井市を含む多摩地域２５市１町

現　　状　小金井市を含む多摩地域２５市１町の約４００万人から排出されるごみは、焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破砕処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成１０年１月の埋立て開始時の埋立て可能な量は３７０万㎥で、１人あたりでみると約１㎥であった。

エコセメント事業では、平成１９年度は埋め立てごみの約９割を占める約８３，０００ｔの焼却灰をエコセメント化施設で処理し、約１２２，７００ｔのエコセメントを生産・出荷し処分場の延命を図った。今、エコセメントは土木建築資材として幅広く生活の中に定着し始めている。

さらに、東京たま広域資源循環組合で、三多摩地域第３次廃棄物減容（量）化計画（平成１８年度～２２年度）を策定し、構成団体に対しさらなる埋め立て処分量の削減を求めている。これに対して本市は、燃やさないごみの３分別収集を実施し、埋め立てごみの大幅な減量効果を上げている。

第７　動物の死体処理について

１　市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

２　市が収集するもの

⑴　市に処理申込みがあったペットの死体

⑵　ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

３　処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第８　し尿及び浄化槽汚泥の処理について

１　収集・運搬

単位：ｋℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	86	市内 全域	月２回	（委託） バキューム車による収集
	事業者			随時	

２　し尿処理施設

施 設 名　湖南処理場（湖南衛生組合）

所 在 地　東京都武蔵村山市大南５－１

形　　式　希釈前処理方式

処理能力　６kℓ／日

構成団体　小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

現　　状　組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力２００ｋℓ／日に対し、現在の処理量は６ｋℓ/日程度である。また、建設後４０年以上経過した施設は、老朽化から劣化が進んだため改修工事をおこなわれた。併せて、現在、処理能力を６ｋℓ/日に縮小し運転をしている。

混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第９　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

１　市が収集しない一般廃棄物の種類

⑴　テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン
（家電リサイクル法に基づく販売店による回収）

⑵　パソコン
（資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収）

⑶　ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等
（危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収（適正処理困難物））

⑷　オートバイ
（メーカーによる自主回収）

⑸　在宅医療に伴う注射器・注射針
（薬局による自主回収）

2　処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

平成２０年度可燃系ごみの減量状況と平成２１年度に向けての方策等

1　平成２０年度可燃系ごみ処理見込み等

平成２０年度可燃系ごみの減量目標を対前年度比の５％減と定めたが、平成２０年度の処理見込み量では１．９％の減にとどまっている。（表１-ア）

表１

可燃系ごみ処理見込み量と減量率　（単位：ｔ）

	１９年度 実績	２０年度 見込み	
焼却処理量 （ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰが剪定する剪定枝含む）	16,895	16,572	
木質粗大ごみ	236	238	
ふとん	46	45	
合　計	17,177	16,855	1.9%　ア（減量率）

可燃系ごみ１．９％減量

｛（17,177ｔ（19年度実績）-16,855ｔ（20年度見込み））／17,177t（19年度実績）｝

2　平成２０年度のごみ減量目標の達成が困難である主な要因と平成２１年度に向けての方策等

⑴　焼却処理量について

①　古紙の回収量が19年度実績と比較し約600t減となっている。（表２-イ）

すべてが燃やすごみに混入しているとは考え難いが、今後、指導班による排出指導や市報、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞなどによる周知を図り、更に燃やすごみの分別の徹底により古紙の燃やすごみへの混入を防止する。

②　剪定枝の資源化量が予想外に伸びなかったが、ﾓﾃﾞﾙ地区における実施からｽﾀｰﾄし、市内全域への拡大が10月からであったためと推測する。（表2ーウ）

今後、剪定枝の排出については制度の周知を図り、より一層資源化の徹底により焼却量の削減を図る。

⑵　生ごみ処理機利用による減量

生ごみ処理機購入費補助金制度の利用者数が339人（平成21年2月28日現在）となっている。予算の執行率としては31.4%である。（エ）

今後、通常の排出指導の際にも制度の周知を図るとともに、町会、自治会等に積極的に出向き、出張説明会等を行うなど、生ごみ処理機のＰＲに努め利用の拡大を図る。

表２

可燃系資源ごみの処理見込み量　（単位：ｔ）

	19年度実績 ①	２０年度 見込み ②	②-①	備　考	
古紙	6,723	6,145	△578		イ
布	677	636	△41		
剪定枝	0	65	65	20年度当初見込みは　100ｔ	ウ
乾燥生ごみ	0	2	2	20年度当初見込みは　11ｔ	
合　計	7,400	6,848	△552		

表３

生ごみ処理機利用による減量

	19年度実績	20年度見込み	備　考
制度の利用台数　（台）	2,267	2,617	20年度当初見込みは　3,367台
減量効果　（ｔ）　＊	277	298	20年度当初見込みは　344ｔ

＊ 501.7ｇ（1日1世帯当たりの排出量）×260日（5日/週：年間投入日数）×稼働台数

平成20年度当初予算額　1100件/45,250,000円　・・・・・・・・エ

平成20年度執行状況（2月28日現在）　339台/14,201,800円

平成２０年度ごみ減量施策ごとの検証

新たに実施する施策

	施　策	実施状況	実施内容
ア	一般家庭から剪定枝の資源化	実施	申し込み制により、4 束（袋）以上に限定して実施した。 19 年度はｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰが剪定する剪定枝を資源化した。 20 年度はｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰが剪定する剪定枝は自己処理していただき、一般家庭の剪定枝の資源化を実施した。
イ	乾燥生ごみの拠点回収	実施	市内公共施設 10 箇所で拠点回収実施した。
ウ	木質家具のｻｰﾏﾙﾘｻｲｸﾙ	実施	実施した。
エ	単身者専用住宅の指導	実施	管理会社、所有者を通じた指導について、十分な取り組みができなかった。

充実させる施策

	施　策	実施状況	実施内容
ア	大規模事業所指導	実施	大規模事業所 48 箇所、学校等市施設 20 箇所について直接指導した。
イ	販売事業者に容器自主回収の要請	実施	大手ｽｰﾊﾟｰやﾁｪｰﾝ店などは自主回収を実施しているが、市が用意した回収ボックスの設置のみを依頼している販売店がある。
ウ	収集運搬許可業者の適正な搬入と資源の指導	実施	清掃ｾﾝﾀｰに出向き業者が搬入する際、内容物を確認し、直接指導を実施した。
エ	ごみゼロ化推進会議の市民団体との協働した活動	実施	講演会、学習会等の実施及び他団体と協働し啓発活動を実施した。
オ	生ごみ肥料化事業の拡充と循環型社会構築	実施	中町肥料化実験施設で実施している。
カ	生ごみ処理機購入利用者のサポート	実施	堆肥や野菜の配布及び生ごみ処理機相談ｺｰﾅｰの設置、又、ｱﾝｹｰﾄ調査による状況の把握に努めている。
キ	「非常事態宣言」にかかるﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの有効利用	実施	市報による啓発及び情報の提供を実施したが、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにおける取り組みは不十分だった。
ク	市施設ごみゼロ化行動計画・	実施	市施設ごみ半減運動により継続的に取り組んでいる。

継続する施策

	施　策	実施状況	実施内容
ア	ごみ・ﾘｻｲｸﾙｶﾚﾝﾀﾞｰの発行	実施	毎年度発行
イ	粗大ごみの再生、リユース	実施	毎年度実施（平成４年度から）
ウ	給食残渣等の資源化	実施	20 年度は本町小、東中、緑小に設置したことにより、全市立小・中学校、全保育園に設置した。
エ	リサイクル推進協力店制度の活用	〃	市報等で PR したが応募が無かった。
オ	ﾉｰﾚｼﾞ袋ﾃﾞｰ、買い物袋持参運動推進	〃	市内消費者団体と協働してﾏｲﾊﾞｯｸﾞ持参運動を行った。
カ	リサイクル特集号による啓発	実施	年に４回発行（7・9・12・3 月）

実施に向けて検討する施策

	施　策	実施状況	実施内容
ア	雑紙ﾘｻｲｸﾙ袋利用による単身世帯および一般世帯の指導	実施	平成 20 年度において試行し、検証を行った。
イ	事業系生ごみの減量	未実施	事業系処理手数料の改定を行った。 21 年度から事業所を対象として生ごみ処理機の補助制度を開始する。

今一番の課題はごみ問題です。連日の朝日新聞報道によると、西多摩衛生組合は2月末で支援打ち切り・柳泉園組合は3月末で支援打ち切り。4月以降はかなりの量の受け入れ先が決まっていない。（朝日新聞抜粋）。

公募した市民検討委員会で1年3ヶ月（160時間）掛けて審議されたにも関わらず、今だに他場所をさがせとか、自己主張に徹している人達、少しは市民生活の実態を考えて貰いたい。

今、この時期、他市に依存している焼却場建設問題は与党も野党も一丸と成って取り掛かる問題だと思いますが・・・

2月末までの約束が守れ無かった事は、どんなに努力して来たとは言え、対外的な市政評価の失速は否めない。此の緊急事態を市民が黙って見過ごしていて良いのだろうか。市民検討委員会の答申を尊重するならば、私達市民も、府中・調布・東京都などにお願いに行くべきでは無いでしょうか。

この審議会は各団体の代表の方々が多数おられるので、ぜひ賛同を頂き、行動を起こすべきではないでしょうか。

2009・3・5　　　　提案：原　久子